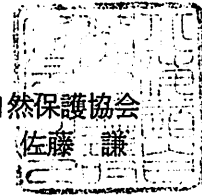


2006年10月5日

北海道森林管理局
局長 亀井 俊水 様
十勝東部森林管理署
署長 酒井 彰 様

(社) 北海道自然保護協会
会長 佐藤 謙



十勝東部森林管理署における森林伐採に関する緊急要望書

当会は、先月、他の団体と連名で標記に関する要望書を提出しましたが、その後、貴森林管理署管内における伐採予定地ならびに伐採地とそれらの周辺を視察しました。その結果、以下に述べる種々の問題が明らかになりましたので、先の要望内容に加えて、今回現地で確認された問題点とそれに関する要望を含み、緊急要望書をお送りします。貴職におかれましては、早急に精査検討の上、素早く対応されますとともに、当会へご回答いただけますよう、宜しくお願いいたします。

記

1. 『平成18年度収穫予定簿』に記述されていない林班の伐採について

以下の3つの林班は、標記の収穫予定簿に挙げられていないにもかかわらず、伐採が進行中であつた。まず、117林班(風達第4支線林道)と138林班(風達第3支線林道)は、それぞれイヅネと尾崎林業という伐採業者名を明記して伐採中であつた。また376林班(そ林小班)では、業者名が明らかではないが、広い土場から搬出中であつた。

以上の事実は真に不可解と考えられますので、以上の事態が何故生じたのか、あるいは不正ではないのか、明瞭なご説明を願いたい。

2. 猛禽類やクマゲラなど希少動物の生息地における伐採について

天然記念物のクマゲラ(環境省:絶滅危惧Ⅱ類、北海道:絶滅危急種)については、私たちによる短期間の調査においても、70林班における採餌木と鳴き声、90林班における採餌木、91林班における飛翔がそれぞれ確認された。ちなみに、これらの林班では、後述するように、溪畔から尾根に至る斜面全体が天然林に覆われていた。

また、猛禽類については、91林班において巣を守るクマゲラに追いかけているミサゴ(環境省:準絶滅危惧、北海道:絶滅危急種)の飛翔が確認された。337林班では、すでに伐採が終了し、伐採による攪乱が著しいので後に検証調査をさせていただくが、ここでは、土場周辺の林道にハヤブサ(環境省:絶滅危惧Ⅱ類、北海道:絶滅危急種)の死体が確認された。

先の要望書において、猛禽類やクマゲラなどの希少野生動植物の保護のために、それらの生育地・生息地における伐採を中止するよう要望した。それは、貴職が、1996年の林野庁通達に基づいて「事前に希少野生動植物の調査を行う義務がある」からである。ここに、私たちが確認した林班だけではなく、今年度の伐採予定地全体を対象に、猛禽類やクマゲラなどの生息を伐採前に調査する、あるいは伐採をいったん中止して、緊急に調査することを要望します。

貴職におかれましては、以上に関して緊急に対応され、その内容について当会へご回答を願います。

3. 高山植物保護林に隣接した林班の伐採について

貴職では、2年ほど前に、喜登牛・美利別付近の林班に高山植物保護林を設置しております。今回の伐採は、それに隣接する363、397および405林班でも予定されております。この高山植物保護林は、指定範囲がコア・エリアであつて、その周辺にバッファー・エリアが設けられておりません。したがって、伐採がこの保護地域に与える影響は直接的にも間接的にも大きいものと判断します。

これらの林班については、早急な伐採中止を要望します。また、希少野生動植物の生育地・生

息地保護に関して、上記の隣接林班において事前調査を行ったのか、その上でどのように判断されたのか、貴職の説明を求めます。

4. 天然林の伐採について

(1) 保護樹帯の伐採について

貴森林管理署管内の伐採は、トドマツ、カラマツなどの人工林を対象とした場合と、林齢が70年以上（最長81年とされている）の天然林を対象とする場合が含まれております。後者の天然林については、まず、多数の『保護樹帯』を対象とすることが大きな問題と考えます。

保護樹帯について、私たちは、伐採予定の5、7、8、1018、1055の各林班、伐採中の1024と1042の両林班において林相を観察しました。その結果、すべての保護樹帯が胸高直径約50cmのハリギリ、70～85cmのシナノキ、40～45cmのハルニレ、40～50cmのトドマツなどの大径木が含まれた良好な天然林として特記されること、しかも尾根筋の植被を守ることから土砂流出防備林として、また保護樹帯に取り囲まれた斜面中央側の人工林部分を複層林へ転換する際に天然の種子供給源として、それぞれ保護樹帯の本来の目的として大きな役割を果たすことが理解できました。

この保護樹帯に関して、1973（昭和48）年の『国有林における新たな森林施業』についての通達（北海道山林史戦後編、昭和58年を参照）において、「新生林分の保護、土砂の流出防備、自然景観の維持等のために必要な場合に保護樹帯を設ける。その幅員はおおむね30m（平地地）－40m（傾斜地）以上。」と明記されております。

貴職におかれましては、上記の通達内容とその理念に基づいて、上記以外の林班を含むすべての伐採予定地において、すでに伐採中であっても、保護樹帯に計画された伐採を中止することを緊急に要望します。また、上記の通達内容は貴職の義務であると考えますが、この通達をもちや無効とされて、あるいは無視して今回の伐採を計画されたのか、貴職の見解と説明を求めます。

(2) 斜面全体の天然林伐採について

標記については、22、57、70、91、100、106、1106～1107の各林班を観察した。観察した限りでは、尾根筋から谷筋まで急斜面を呈して天然林に覆われた22林班、比較的的低標高にありながら極めて良好な針葉樹林が発達し、ベニバナヤマシャクヤク（環境省：絶滅危惧ⅠB類、北海道：絶滅危惧種）やマルバチャルメルソウ（環境省：絶滅危惧ⅠB類、北海道：絶滅危惧種）などの希少植物が生育し、既述のようにクマゲラが生息する70林班、溪畔の広葉樹林から尾根筋の針葉樹林が良好に残され、マルバチャルメルソウなどの希少植物やクマゲラあるいはミサゴが確認された90～91林班、大径木が豊富な1106～1107林班が良好な天然林として特記された。すなわち、広面積の拡がりを持つ天然林では、多数種の希少野生動物が生息する傾向が顕著である。

貴職は、これら天然林に覆われた林班において、既述の項目2と3に深く関連した希少野生動物に関する事前調査を、何よりも先に十分に実施し、それぞれの保護策を検討する義務があり、それらの生息を確認した場合、伐採を中止すべきと考えます。

ところで、上記の林班では、過去に伐採（択伐）が行われ、古い作業道が認められる場所が多く認められます。もしも、貴職が、このことを理由にして「完全な天然林ではない、あるいは二次林であり、伐採の影響が少ない」などとして伐採を進行するならば、それは、全く間違った行為と言えます。何故ならば、既述のように、上記林班の森林は現在では天然林として良好な林相を持ち、希少野生動物の重要な生息地として高く評価できるからです。したがって、斜面全体を天然林に覆われた林班を対象とする伐採についても、早急な再検討と対策を要望しますので、それらの対応についてご回答を願います。

さて、林道の崩壊によって到達できなかった林班のうち、とくに美利別388～389林班は、西クマネシリ岳・クマネシリ岳北斜面の高標高地（標高約1000～1300m）に当たる伐採予定地です。前項（1）で述べた昭和48年通達には、「皆伐新植の対象から除く標高の目安は、北海道では600m以上、・・・」と書かれておりますが、たとえ皆伐ではなく択伐であったとしても、両林班は、とりわけ高標高地にある針葉樹林として貴重であり、公益機能を重視するために、両林班を伐採対象から除外することを要望いたします。貴職の再検討とご回答を求めます。